

函館市立学校施設のスポーツ開放における体育館暖房実施要項

1 趣 旨

スポーツ開放における体育館暖房を利用団体による自主管理方式により実施する。

なお、体育館暖房の使用については「函館市立学校の施設の開放に関する規則第8条」に基づき次のとおり実施する。

2 実施時期

毎年度12月～3月（4ヶ月）

3 実施校

別表1のとおり

4 実施方法

体育館暖房を使用したものは、体育館暖房使用報告書（別添1）に団体名、代表者、開始時間、使用時間を記載しなければならない。

5 共有の取扱いについて

体育館において、2以上の団体が共有する場合は、主たる団体を決定し、その団体の代表者が体育館暖房使用報告書の記載および実費負担額を納入しなければならない。

6 負担額の納付について

代表者は「納付書」と「体育館暖房使用明細書」が送付されたときは、期間内に指定金融機関で納付する。

7 徴収方法について

(1) 納付書

(2) 体育館暖房使用明細書

(3) 調定方法 調定伺で決裁を得る。

(4) 収入科目 諸収入、雑入、雑入、その他の雑入

(5) その他 暖房負担額の納入期限は、函館市会計規則20条第3項の規定により、納入通知の日から20日以内とする。

8 その他

この要項は、平成18年12月1日から施行する。

(平成19年11月 1日一部改正)

(平成20年11月 4日一部改正)

(平成21年11月 2日一部改正)

(平成28年 4月 1日一部改正)

(平成28年12月 1日一部改正)

(平成30年 4月 1日一部改正)

(平成31年 4月 1日一部改正)

(令和 3年 4月 1日一部改正)

(令和 4年 4月 1日一部改正)

別表 1

函館市立学校のスポーツ開放における体育館暖房実施校

学校名	機 種			備 考
	遠赤外線	ダクト式	温水パネル	
弥生小学校	○			H25年度実施
中部小学校		○		H18年度実施
八幡小学校	○			H18年度実施
中島小学校	○			H20年度実施
千代田小学校	○			H18年度実施
中の沢小学校	○			H18年度実施
北昭和小学校	○			H18年度実施
昭和小学校	○			H19年度実施
赤川小学校	○			H18年度実施
神山小学校	○			H18年度実施
東山小学校	○			H23年度実施
本通小学校	○			H25年度実施
南本通小学校		○		H18年度実施
青柳中学校	○			H18年度実施
港中学校	○			H25年度実施
巴中学校	○			H31年度実施
湯川中学校	○			H19年度実施
戸倉中学校	○			H22年度実施
亀田中学校	○			H20年度実施
五稜郭中学校	○			H20年度実施
戸井学園	○			R3年度実施